

人へ、街へ、未来へ。



東急電鉄

2023年8月3日

運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則
旅客営業規則
2. 改定日
2023年8月10日(木)初電より
3. 改定内容
[2023年8月10日からの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)
[2023年8月 9日までの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)
4. 新旧対照表
別紙をご覧ください。

以 上

| 現行 | 改定 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2023. 3. 18 改定</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(運賃・料金前払いの原則)</p> <p>第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃・料金を前払いするものとする。ただし、当社において特に認めた場合は後払いとすることができる。</p> <p>2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券類との引換えを含む。）ことができる。</p> <p>(1) 普通旅客運賃、回数旅客運賃及び料金（大井町線座席指定料金は除く。）については、ICカード乗車券取扱規則（2019年10月1日制定）第2条第1項に定めるICカード乗車券</p> <p>(2) 定期旅客運賃については、当社が特に認めた商品券または「TOP」、「VISA」、「DC」、「MasterCard」、「JCB」、「AMERICAN EXPRESS」、「Diners Club」の各ブランドが記載された、当社において決済できるカード。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類の発売箇所および発売方法)</p> | <p style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2019. 10. 1 制定 2023. 8. 10 改定</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(運賃・料金前払いの原則)</p> <p>第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃・料金を前払いするものとする。ただし、当社において特に認めた場合は後払いとすることができる。</p> <p>2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券類との引換えを含む。）ことができる。</p> <p>(1) 普通旅客運賃、回数旅客運賃及び料金（Qシート座席指定料金は除く。）については、ICカード乗車券取扱規則（2019年10月1日制定）第2条第1項に定めるICカード乗車券</p> <p>(2) 定期旅客運賃については、当社が特に認めた商品券または「TOP」、「VISA」、「DC」、「MasterCard」、「JCB」、「AMERICAN EXPRESS」、「Diners Club」の各ブランドが記載された、当社において決済できるカード。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類の発売箇所および発売方法)</p> |

第 19 条 乗車券類は旅客が乗車する駅において乗車券類発売機または係員により発売する。ただし、定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券および座席指定券については、当社が指定した駅において発売する。

2 係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した旅客に対しては、前項の規定にかかわらず着駅において運賃を精算する。ただし、座席指定列車においては、当該列車の座席指定券を所持しないで乗車した旅客は、第 61 条第 3 項に規定する座席指定券を当該列車内において発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が設置した乗車券類臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売することができる。

4 旅客運賃割引証によって購入する乗車券は、乗車後において発売しない。ただし、当社が認めた場合は、着駅において旅客運賃割引証による割引を適用した旅客運賃の精算をすることができる。

5 削除
(中略)

(乗車券類の発売日)

第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれの定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

第 19 条 乗車券類は旅客が乗車する駅において乗車券類発売機または係員により発売する。ただし、定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券および座席指定券については、当社が指定した駅において発売する。

2 係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車した旅客に対しては、前項の規定にかかわらず着駅において運賃を精算する。ただし、座席指定列車においては、当該列車の座席指定券を所持しないで乗車した旅客は、第 61 条第 3 項に規定する座席指定券を当該列車内において発売する。ただし、Qシート座席指定列車は大井町線座席指定列車を除き、車内では発売しない。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が設置した乗車券類臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売することができる。

4 旅客運賃割引証によって購入する乗車券は、乗車後において発売しない。ただし、当社が認めた場合は、着駅において旅客運賃割引証による割引を適用した旅客運賃の精算をすることができる。

5 削除
(中略)

(乗車券類の発売日)

第 21 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれの定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効期間の開始日の 14 日前から発売する。

(2) 団体乗車券および貸切乗車券

運送引受後であって旅客の始発駅出発日の 21 日前から発売する。

(3) 特殊乗車券

その都度定める。

(4) 座席指定券

ア 東横線座席指定列車

乗車日の 1 か月前から発売する。

イ 大井町線座席指定列車

乗車日当日に発売する。

(中略)

(座席指定券の発売)

第 61 条 座席指定券は、座席指定列車に乗車する旅客に対して、乗車日、列車、号車、座席、乗車駅および乗車区間を指定し、かつ、旅客が乗車する前に発売する。

2 団体旅客に対する座席指定券（大井町線座席指定列車は除く。）

は、団体用座席指定券兼補充団体乗車券によって発売する。

3 座席指定列車に、座席指定券を事前に購入しないで乗車した旅客に対しては、当該列車の車内で、座席、乗車駅及び乗車区間を指定した座席指定券を発売する。この場合、座席割当、もしくは旅客が座席を指定することができない場合がある。

(中略)

有効期間の開始日の 14 日前から発売する。

(2) 団体乗車券および貸切乗車券

運送引受後であって旅客の始発駅出発日の 21 日前から発売する。

(3) 特殊乗車券

その都度定める。

(4) 座席指定券

ア **S-TRAIN** 座席指定列車

乗車日の 1 か月前から発売する。

イ **Qシート** 座席指定列車

乗車日当日に発売する。

(中略)

(座席指定券の発売)

第 61 条 座席指定券は、座席指定列車に乗車する旅客に対して、乗車日、列車、号車、座席、乗車駅および乗車区間を指定し、かつ、旅客が乗車する前に発売する。

2 団体旅客に対する座席指定券（**Qシート**座席指定列車は除く。）

は、団体用座席指定券兼補充団体乗車券によって発売する。

3 座席指定列車に、座席指定券を事前に購入しないで乗車した旅客に対しては、当該列車の車内で、座席、乗車駅及び乗車区間を指定した座席指定券を発売する。この場合、座席割当、もしくは旅客が座席を指定することができない場合がある。

(中略)

(座席指定料金)

第 139 条の 2 第 61 条の規定によって発売する座席指定料金は、次のとおりとする。

(1) 東横線座席指定列車

大人 350 円

小児 180 円

ただし、東横線と横浜高速鉄道線を同一の列車で乗車する場合は、上記で定めた座席指定料金から大人 100 円、小児 50 円を差し引いた額とする。

(2) 大井町線座席指定列車

大人・小児 500 円

2 第 61 条第 3 項の規定により、係員の承諾を得ないで乗車した旅客に対し、東横線座席指定列車の車内で座席指定券を発売する場合は、当社または当社と連絡会社線を通じ、旅客 1 人につき前項に定める料金に 200 円を加算した額とする。

(中略)

(座席指定券の効力)

第 182 条の 4 座席指定券を所持する旅客は、その券面指定された当該列車に限って、東横線座席指定列車においては、券面に表示されている区間を乗車することができる。また、大井町線座席指定列車においては、乗車駅から長津田までの区間とする。

2 団体乗車券によって発売した座席指定券を所持する団体旅客は、その券面に指定された座席指定列車に、券面に表示された区間に限つ

(座席指定料金)

第 139 条の 2 第 61 条の規定によって発売する座席指定料金は、次のとおりとする。

(1) S-TRAIN 座席指定列車

大人 350 円

小児 180 円

ただし、東横線と横浜高速鉄道線を同一の列車で乗車する場合は、上記で定めた座席指定料金から大人 100 円、小児 50 円を差し引いた額とする。

(2) Q シート座席指定列車

大人・小児 500 円

2 第 61 条第 3 項の規定により、係員の承諾を得ないで乗車した旅客に対し、S-TRAIN 座席指定列車の車内で座席指定券を発売する場合は、当社または当社と連絡会社線を通じ、旅客 1 人につき前項に定める料金に 200 円を加算した額とする。

(中略)

(座席指定券の効力)

第 182 条の 4 座席指定券を所持する旅客は、その券面指定された当該列車に限って、券面に表示されている区間を乗車することができる。また、Q シート座席指定券のうち大井町線座席指定列車においては、乗車駅から長津田までの区間とする。

2 団体乗車券によって発売した座席指定券を所持する団体旅客は、その券面に指定された座席指定列車に、券面に表示された区間に限つ

て乗車することができる。

(中略)

(座席指定券が無効となる場合)

第 182 条の 6 座席指定券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった座席指定券を使用したとき。
- (2) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (3) 使用を開始した座席指定券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (4) 有効期間を経過した座席指定券を使用したとき。
- (5) 係員の承諾を得ないで、座席指定券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (6) 東横線座席指定列車において、大人が小児の座席指定券を使用したとき。
- (7) 座席指定券を指定以外の座席指定列車に使用したとき。
- (8) その他座席指定券を不正の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した座席指定券を使用して座席指定列車に乗車した場合に準用する。

(中略)

(座席指定券の様式)

第 219 条 座席指定券の様式は、次のとおりとする。

(1) 東横線座席指定列車 自動券売機、指定券券売機および窓口処理機発行

※図省略

(2) 大井町線座席指定列車 改札窓口発行

※図省略

て乗車することができる。

(中略)

(座席指定券が無効となる場合)

第 182 条の 6 座席指定券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった座席指定券を使用したとき。
- (2) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (3) 使用を開始した座席指定券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (4) 有効期間を経過した座席指定券を使用したとき。
- (5) 係員の承諾を得ないで、座席指定券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (6) **S-TRAIN** 座席指定列車において、大人が小児の座席指定券を使用したとき。
- (7) 座席指定券を指定以外の座席指定列車に使用したとき。
- (8) その他座席指定券を不正の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した座席指定券を使用して座席指定列車に乗車した場合に準用する。

(中略)

(座席指定券の様式)

第 219 条 座席指定券の様式は、次のとおりとする。

(1) **S-TRAIN** 座席指定列車自動券売機、指定券券売機および窓口処理機発行

※図省略

(2) **Qシート** 座席指定列車 改札窓口発行

※図省略

(車内座席指定券の様式)

第 221 条 車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 東横線座席指定列車 車内座席指定券
※図省略
- (2) 大井町線座席指定列車 車内座席指定券および座席変更券
※図省略
- (3) 東横線座席指定列車 車内精算券
※図省略
- (4) 大井町線座席指定列車 座席変更券
※図省略

(座席指定特別補充券の様式)

第 221 条の 2 座席指定特別補充券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 東横線座席指定列車 座席指定特別補充券
※図省略
- (2) 大井町線座席指定列車 座席指定特別補充券
※図省略

(中略)

(座席指定券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第 244 条 東横線座席指定列車において、乗車する列車を指定した座席指定券を所持する旅客が乗車変更する場合は、変更しようとする列車に相当の座席に余裕がある場合に限って取扱う。

2 座席を指定する列車に乗車する団体旅客は乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(車内座席指定券の様式)

第 221 条 車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。

- (1) S-TRAIN 座席指定列車車内座席指定券
※図省略
- (2) Qシート座席指定列車 車内座席指定券および座席変更券
※図省略
- (3) S-TRAIN 座席指定列車車内精算券
※図省略
- (4) Qシート座席指定列車 座席変更券
※図省略

(座席指定特別補充券の様式)

第 221 条の 2 座席指定特別補充券の様式は、次のとおりとする。

- (1) S-TRAIN 座席指定列車座席指定特別補充券
※図省略
- (2) Qシート座席指定列車 座席指定特別補充券
※図省略

(中略)

(座席指定券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第 244 条 S-TRAIN 座席指定列車において、乗車する列車を指定した座席指定券を所持する旅客が乗車変更する場合は、変更しようとする列車に相当の座席に余裕がある場合に限って取扱う。

2 座席を指定する列車に乗車する団体旅客は乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(乗車券類変更)

第 248 条 普通乗車券または座席指定券（大井町線座席指定列車を除く。）を所持する旅客は、旅行開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる座席指定券について、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。

2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、次の各号により旅客運賃・料金を計算する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

(2) 座席指定券

新たな区間に対する座席指定料金を収受し、既に収受した料金の払いもどしをする。

(区間変更)

第 249 条 普通乗車券および座席指定券（大井町線座席指定列車を除く。）を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅または経路につい

(乗車券類変更)

第 248 条 普通乗車券または座席指定券（**Qシート**座席指定列車を除く。）を所持する旅客は、旅行開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる座席指定券について、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。

2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、次の各号により旅客運賃・料金を計算する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

(2) 座席指定券

新たな区間に対する座席指定料金を収受し、既に収受した料金の払いもどしをする。

(区間変更)

第 249 条 普通乗車券および座席指定券（**Qシート**座席指定列車を除く。）を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅または経路につい

て、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。ただし、座席指定券については、乗車列車が変更とならない場合に限る。

- (1) 着駅または営業キロ程を、当該着駅をこえた駅または当該営業キロ程をこえた営業キロ程への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 前項に規定する取扱いをする場合は、次の各号により取扱う。

(1) 普通乗車券

原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

(2) 座席指定券

原座席指定券に対する既に収受した料金と、実際の乗車区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(中略)

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第 268 条 旅客が旅行開始後乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間に

て、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。ただし、座席指定券については、乗車列車が変更とならない場合に限る。

- (1) 着駅または営業キロ程を、当該着駅をこえた駅または当該営業キロ程をこえた営業キロ程への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 前項に規定する取扱いをする場合は、次の各号により取扱う。

(1) 普通乗車券

原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

(2) 座席指定券

原座席指定券に対する既に収受した料金と、実際の乗車区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(中略)

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第 268 条 旅客が旅行開始後乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間に

については、第 264 条および第 266 条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して増運賃・増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅または大井町線座席指定列車内において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用の旅客はこの限りでない。

3 第 1 項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

（中略）

（旅行開始前の座席指定料金の払いもどし）

第 273 条 旅客は座席指定券が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までに、これを次の各号に掲げる駅に差し出したときに限って、既に支払った座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として座席指定券 1 席につき 100 円を支払うものとする。

ただし、大井町線座席指定列車において、2 席同時に購入された場合は、払いもどしにおいても 2 席同時の払いもどしとなる。この場合は、1 席のみの払いもどしは行わないものとする。

(1) 東横線座席指定列車

東横線各駅

(2) 大井町線座席指定列車

については、第 264 条および第 266 条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して増運賃・増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅または **Qシート**座席指定列車内において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または普通回数乗車券を使用の旅客はこの限りでない。

3 第 1 項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および普通回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

（中略）

（旅行開始前の座席指定料金の払いもどし）

第 273 条 旅客は座席指定券が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までに、これを次の各号に掲げる駅に差し出したときに限って、既に支払った座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として座席指定券 1 席につき 100 円を支払うものとする。

ただし、**Qシート**座席指定列車において、2 席同時に購入された場合は、払いもどしにおいても 2 席同時の払いもどしとなる。この場合は、1 席のみの払いもどしは行わないものとする。

(1) **S-TRAIN** 座席指定列車

東横線各駅

(2) **Qシート**座席指定列車

大井町、旗の台、大岡山、自由が丘、二子玉川、溝の口、鷺沼、
たまプラーザ、あざみ野、青葉台、長津田、中央林間
(以下略)

①東横線

渋谷、中目黒、学芸大学、自由が丘、田園調布、多摩川、武蔵小杉、
日吉、綱島、菊名、横浜

②大井町線

大井町、旗の台、大岡山、自由が丘、二子玉川、溝の口、鷺沼、
たまプラーザ、あざみ野、青葉台、長津田、中央林間
(以下略)